

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
が休日には、
の翌日)

鳥取県告示第三百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条规定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | 告 示 | 目 次 |
|---|-----|
| ◇ 健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（保険課） | |
| 計量器の定期検査の実施（商工指導課） | |
| 土地改良区の役員の就退任（二件）（農村整備課） | |
| 土地改良区の役員の退任（〃） | |
| 土地改良区の定款の変更の認可（〃） | |
| 土地改良事業の工事の完了（〃） | |
| 基本測量の実施（管理課） | |
| 基本測量の終了（〃） | |
| 開発行為に関する工事の完了（都市計画課） | |
| 選挙管理委員会の招集 | |
| ◇ 選管告示 | |
| ◇ 公安告示 | |
| ◇ 雜 報 | |
| 理容師試験等の平成三年度第一回実地試験の実施（衛生） | |

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
みちだ歯科クリニック	鳥取市田島七二二	平成三年三月五日
古賀歯科クリニック	○一 西伯郡西伯町大字法勝寺三七	平成三年三月十日

鳥取県告示第三百七十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、米子市、倉吉市及び境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施す

るので、同法第百四十三条の規定により告示する。

平成三年四月十九日

鳥取県知事 西尾邑次

計量法第一百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間	平成四年五月二十日から 平成四年三月三十一日まで
実施場所	当該計量器の所在の場所

実地期日	実地時間	実地区域	実施場所
平成三年五月二十日	午前十一時から午後三時まで	境港市	境港市民会館
平成三年五月二十一日	午前十時から午後三時まで	境港市	境港市民会館
平成三年五月二十二日	午前九時三十分から午後三時三十分まで	境港市	境港市民会館
平成三年五月二十三日	午前十一時から午後三時まで	境港市	境港市民会館
平成三年五月二十四日	午前九時三十分から午後三時三十分まで	境港市	境港市民会館
平成三年五月二十五日	午前十一時から午後三時まで	境港市	境港市民会館
平成三年五月二十六日	午前九時三十分から午後三時三十分まで	境港市	境港市民会館
平成三年五月二十七日	午前十一時から午後三時まで	境港市	境港市民会館
平成三年五月二十八日	午前九時三十分から午後三時三十分まで	境港市	境港市民会館
平成三年五月二十九日	午前九時三十分から午後三時三十分まで	境港市	境港市民会館
平成三年五月三十日	午前九時三十分から午後三時三十分まで	境港市	境港市民会館
"	"	境港市中浜公民館	境港市中浜公民館
午後三時から午後三時まで	午前九時三十分から午後三時三十分まで	境港市	境港市民会館
"	"	境港市余子公民館	境港市余子公民館

3 平成3年4月19日 金曜日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年四月十九日

鳥取県知事 西尾邑次

退任した役員の氏名及び住所

理事 福政 実 鳥取市服部二二八

平成三年二月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 中山 藤一 鳥取市服部二四六一二

平成三年三月二十七日就任 任期平成五年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年四月十九日

鳥取県知事 西尾邑次

就任した役員の氏名及び住所	退任した役員の氏名及び住所
平成三年三月十八日退任	倉吉市鴨河内二五二〇一一
監事 牧田義夫	栗原武雄
	石賀堅治
	石田正二
	箕原影明
	安井一郎
	太田光紘
	楠本哲夫
	森利明
	渡辺節利
	増井節雄
	浅田和之
	増田高徳
	藤井信雄
	前田勉
	倉吉市上吉川二七四一
	福守町五五五
	丸山町四七七一
	西倉吉町一六〇一
	北野四八四
	生田四一六一七
	中河原五七五
	五九〇一三
	小鴨三五一
	藏内九七
	上吉川三四六
	石塚二四七
	一三八一
	一六三七

就任した役員の氏名及び住所	理 事	山 本 武	倉吉市鴨河内二五二〇一
	栗 原 武 雄	" "	一六三七
	石 賀 堅 治	" 福山二三四	
石 田 正 二	" 石塚二四七		
"	"		

退任した役員の氏名及び住所

理事 高倉利雄 東伯郡閔金町大字堀二九四四
平成三年四月八日退任

鳥取県告示第三百七十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、箕輪屋土地改良区の定款の変更を平成三年四月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年四月十九日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年四月十九日

平成三年四月十九日
鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県告示第三百七十八号

平成三年四月六日就任 任期平成四年四月四日まで

平成三年四月十九日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県告示第三百八十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十月十八日 鳥取県指令受都計三一一二第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字下跡落及び字御崎川尻

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一一一

米子市長 松本 優

鳥取県告示第三百八十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

平成三年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平年三年四月十九日

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図作成作業）
 二 作業地域 鳥取市、米子市及び境港市
 三 終了年月日 平成三年三月八日

鳥取県告示第三百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

平成3年4月19日 金曜日

鳥取県公報

- 一日時 平年三年四月二十二日（月）午後二時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
 三 議題 羽合町長選挙に係る審査申立てについて

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

昭和五十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（道路交通法による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所について）の一部を次のように改正する。

平成三年四月十九日

鳥取県公安委員会委員長 廣吉卓藏

「鳥取市安長字西魚尾一七七番地の三」を「鳥取市千代水二丁目八番地」に改める。

鳥取県公安委員会告示第三十一号

昭和五十三年十二月鳥取県公安委員会告示第四十四号（道路交通法による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所について）の一部を次のように改正する。

平成三年四月十九日

雑報

「鳥取市安長字西魚尾一七七番地の三」を「鳥取市千代水二丁目八番地」に改める。

鳥取県公安委員会委員長 廣吉卓藏

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第一項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第一項の規定による美容師試験の平成三年度第一回実地試験を次のとおり実施する。

平成三年四月十九日

財団法人理容師、美容師試験センター理事長 柳瀬孝吉

- 一 試験期日 平成三年六月十日（月）
 二 試験会場 鳥取市南吉方一丁目七一一三

鳥取県理容美容高等専修学校

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

2 受験願書受付期間

平成三年五月二十日（月）から同月二十四日（金）までの午前十時から午後四時まで（郵送の場合は、五月二十四日（金）までの消印のあるものに限る。）

3 受験手数料

九千円を所定の方法により納付すること。

4 その他

1 受験願書等配付場所

財団法人理容師、美容師センター鳥取県支部

2 受験願書等配付期間

平成三年四月二十三日（火）から同年五月十五日（水）までの期間の午前九時から午後五時まで。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）第三条に規定する休日を除く。

3 問合せ先

〒六八〇 鳥取市弥生町三〇二一二

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

（電話〇八五七一九一六〇八六）